

「能登半島復興応援定期積金」

令和7年1月6日現在

商 品 名	・ 能登半島復興応援定期積金
募 集 期 間	・ 令和7年1月6日～令和7年6月30日 (募集総額2億円に達した時点で締め切らせていただきます)
販 売 対 象	・ 個人、個人事業主、法人
期 間	・ 5年(60回)
募 集 総 額	・ 2億円
預 入 (1) 払 込 方 法	・ 契約店舗のご本人名義口座(普通預金、当座預金)からの自動振替による掛け込みに限ります。
(2) 払 込 金 額	・ 10,000円以上
(3) 払 込 単 位	・ 1,000円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
給 付 補 填 金 (1) 利 回 り	・ 固定金利 ・ 契約時の本商品特別金利を満期日まで適用します。
(2) 給 付 補 填 金 の 支 払 方 法	・ 給付補填金(お受取利息)は満期日以後に一括して支払います。
(3) 計 算 方 法	・ 給付補填金は、付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・ 個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優はご利用できません) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
手 数 料	——
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることはできません。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・ 原則として満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、解約日における店頭表示の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

いつも、あなたのとなりに。



小浜信用金庫

(R20240329) 1/2

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利については窓口にご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
寄付の方法	<ul style="list-style-type: none"> 募集総額の 0.25%に当たる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期自動解約での取扱いのため、満期日の前日までに、すべての掛込みが完了している必要があります。 掛込みが遅延した場合、満期日に自動解約され、掛金残高相当額および遅延期間に相当する遅延利息（約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合）を差し引いた利息相当額（税引き後）について、契約店舗の本人口座へ入金します。 満期日に掛金総額に達していない場合は、初回掛込日から満期日の前日（解約日が満期日以降の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、掛金残高相当額とともに契約店舗の本人口座へ入金します。 募集総額とは、当金庫が販売する本定期積金商品の掛金総額（給付補填備金は含みません。）の合計です。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>